

函 総 災
令和8年(2026年)3月3日

報道機関各位

函館市総務部災害対策課長

大間原発建設差止訴訟 第36回口頭弁論について

このことについて、下記のとおり第36回口頭弁論が行われますので、お知らせします。
また、今回提出した準備書面については、口頭弁論終了後にホームページに掲載します。

記

第34回口頭弁論

- 1 日 時 令和8年3月9日(月) 14:00
- 2 場 所 東京地裁103号法廷
- 3 内 容 訴訟代理人が、準備書面にに基づき補足説明を行う予定です。

提出書面

・函館市

準備書面(59) 全炉心にMOX燃料を装荷する大間原発は、プルトニウムの消費を目的としたもので稼働の正当性・有用性が乏しく、かつMOX燃料はコントロールの難しさ等の特徴を有するにもかかわらず格別の安全基準が設けられていないことは不合理であり、安全性についてより慎重に判断すべきであることを主張。

証拠説明書(58) 準備書面(59)に関する証拠を説明するもの。

4 ホームページアドレス

※ 大間原発に係わる主な経過

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031100330/>

総務部災害対策課 高木
0138-21-3677